

入札不調の状況と対応策について

1 入札不調の状況

- 平成23年度（1月まで）における入札不調件数は304件であり、工事が本格化してきた9月以降、急激に増加している。

【県発注工事における入札不調件数の推移（平成23年4月～平成24年1月）】

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	累計
不調件数	0	1	5	2	15	42	51	76	80	32	304
内、応札者なしの件数	0	0	0	0	4	20	27	49	55	20	175
契約件数	69	131	189	189	287	430	286	221	241	207	2,250

参考：平成22年度不調件数133件（内、応札者なしの不調件数28件）、契約件数2,176件

- 入札不調は、現場代理人や主任技術者などの技術者や作業員の不足のほか、労務単価の上昇、利益率の低い工事の敬遠など、様々な原因が重なり増加している。

2 入札不調への対応策

(1) 福島県建設工事復旧・復興連絡協議会の開催

発注機関（県・市町村）や建設産業団体を構成員とした福島県建設工事復旧・復興連絡協議会を各地方及び本庁に設立し、円滑な工事を推進するための意見交換や情報の共有を図っている。

(2) より詳細な発注見通しの公表

工事等の発注見通しについて、これまでの公表内容（工事名、施工場所、工期、発注種別、入札方法等）に「路線・河川名」と「概算金額」を追加するとともに、工事等の概要や入札等の時期についても、より具体的な内容を明記することとした。

また、工事等が集中する時期などにおいては、おおむね1ヶ月ごとに発注見直しを見直し、公表することとした。

(3) 予定価格の適切な算定

①公共工事の設計労務単価の見直し

被災地域における労務単価の急激な変動に対応するため、実勢価格を即時に反映できるよう国へ要望した結果、建設企業への調査や統計調査の結果等を活用した設計労務単価の見直しが行われたことに伴い、県も全51職種のうち、鉄筋工や交通誘導員など、33職種について改正を行った。

②東日本大震災に伴う賃金等の変動に伴う請負代金額の変更（イフスライド）

上記①にあわせ、残工期が2ヶ月以上ある既契約工事についても、労務単価や資材等の急激な物価変動に対応した請負代金額の変更を可能とした。

(4) 技術者等の確保

①専任の主任技術者が兼務できる工事の緩和

被災地域内の特例として、工事対象の工作物に一体性または連続性があり、現場相互の間隔が5km程度以内の場合は、「近接工事」として、専任の主任技術者の兼務を可能とした。

②現場代理人の常駐義務の緩和

上記①に連動して、同一の主任技術者が兼務できる同一発注機関の工事も「近接工事」として、現場代理人の常駐義務緩和措置の対象とした。